入　　札　　条　　件（工事）

1	入札工事名	工事番号　　〇ー〇 市道〇〇線　道路修繕工事
2	工事場所	新見市　　〇〇　　地内
3	契約方法	指名競争入札による契約
4	入札保証金	免　除
5	契約締結予定日	落札日から１４日以内
6	工　期	着工：契約締結日の翌日 完成：契約締結日の翌日から〇〇日
7	契約保証	契約金額による
8	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」について	0
9	前払金	契約金額による
10	契約不適合責任期間	２年
11	部分払い回数	請負金額による
12	工程表の提出	提出の必要なし
13	工事費内訳書の提出	応札時にシステムに登録するものとする。
14	主任技術者、現場代理人等の届出	契約締結日までに提出するものとする。
15	一括下請負又は一括委託の禁止	請負工事を一括して第三者に下請させてはならない。
16	入札等の心得	この入札及び契約は，新見市契約規則及び新見市工事請負契約約款に基づいて行うものである。

（入札物件の説明等）

1　入札者は、仕様書（岡山県土木工事共通仕様書・国土交通省建築工事共通仕様書最新版等）、図面、新見市工事請負契約約款、契約書案及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。

この場合の質疑については、　令和　　年　　月　　日　１２時　までに、別添の質疑書により、〇〇課　（********@city.niimi.lg.jp）　に電子メールを送信するものとする。

なお、電子メール送信後、担当課から到達確認がない場合は、開庁時間内に必ず電話により到達確認を行うこと。ただし、予定価格の算出に係わる積算単価に関する質問等、予定価格の類推につながる質問については受け付けない。また、落札者が決定するまでの間、当市の職員に対する面談又は電話による質問には原則回答できない。

回答書は、　令和　　年　　月　　日　１７時　までに、すべての指名業者に電子メールで回答する。

※上記期限までに回答がない場合は、必ず担当課へ電話により確認を行うこと。

（異議の申立て等）

2　入札をした者は、入札後にこの条件、仕様書、図面、新見市工事請負契約約款、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（落札者の効力等）

3　契約書は、入札条件で示した期日又は落札決定の日から１４日以内に作成しなければならない。ただし、発注者が延期を認め指示したときは、この限りでない。

4　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないとき、落札後入札資格に欠けたことを発見したときは、落札の効力を失う。（内訳書の内容等に不備があるときを含む。）

（入札の執行延期又は取りやめ）

5（１）入札参加者が談合をし又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（２）入札参加者（無効札となった者を除く）が１人以下となった場合は、入札を取りやめる。

（入札の無効）

６　次の各号に該当する入札は、無効とする。

（１）入札に参加することができない者のした入札

（２）明らかに談合（連合）によると認められる入札

（３）再度の入札については、前回最低入札価格以上の価格でした入札

（４）前各号のほか、入札について条件に違反したもの

（入札の失格）

７　最低制限価格を設定した入札について、最低制限価格に達しない価格でした入札は失格とする。

（落札者の決定）

８（１）入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けている場合には、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者を落札者とする。

（２）落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、クジにより落札者を決定する。

（再度入札）

９（１）開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行う。

（２）前項の再度入札は、原則として、１回（初度入札を含め２回）を限度とする。

（３）初度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札に参加する事ができない。

（入札書）

10　入札参加者は、入札書の提出として、入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、岡山県電子入札共同利用システムへ入札金額を登録しなければならない。

（施行配慮）

11　施行（業務）における既存施設（道路、水路、地下埋設物等）の破損については、受注者（請負者）の責任において復旧すること。

12　施行（業務着手）前に利害関係者並びに近隣へ十分の配慮（挨拶等）を行うとともに、騒音、事故防止、道路清掃等の対策を考慮し施行のこと。

13　隣接した工事（業務）を同一業者が請負った場合、諸経費の調整を行うものとする。

（提出書類）

14　現場写真は１部、完成写真は３部とし、すべてカラーで提出するものとする。

15　提出書類はすべて日本産業規格Ａ列４番とする。